

第二次東松山市地域福祉活動計画 (令和2年度～令和6年度) 評価

1

令和7年7月1日(火) 14:00～16:00

令和7年度 第1回 東松山市地域福祉活動計画策定委員会

東松山市社会福祉協議会

【第二次計画 基本理念・基本目標】

2

地域で支え合う
笑顔で暮らせるまち
東松山

基本目標 1 地域社会の多様な主体をつなげる

基本目標 2 多様性を尊重しながら支え合う

基本目標 3 地域福祉活動の担い手を育てる

基本目標 4 安心して自分らしく暮らせる社会を築く

～基本目標 1～

地域社会の多様な主体をつなげる

【第二次計画の評価】

- ▶ 地域福祉コーディネーターや生活支援コーディネーターが、自治会や民生委員・児童委員等の地域の関係者や行政等と顔の見える関係性を築き、つなぎ役となりながら、連携・協働した小地域福祉活動を推進することができた。



【第三次計画での施策の方向性】

- ▶ 小地域福祉活動の推進
- ▶ 地域福祉活動を行う様々な活動主体との連携・協働

～基本目標 2～

多様性を尊重しながら**支え合う**

【第二次計画の評価】

- ➡ 第1層協議体および第2層協議体にて、高齢者の移動・買い物支援や居場所づくりなど、地域生活課題に関する検討や取組を進めることができた。
- ➡ 支え合いサポート事業を通じ、日常的な生活課題に対し、住民同士による支え合い活動が推進された。



【第三次計画での施策の方向性】

- ➡ 社会参加の促進
- ➡ 地域における支え合い・見守り活動の充実
- ➡ 災害に備えた地域の基盤づくり

～基本目標 3～

地域福祉活動の担い手を育てる

【第二次計画の評価】

- ➡ 当事者の協力を得ながら、小中学校において複数のプログラムによる福祉教育を実施することができた。
- ➡ 各種講座を実施するとともに、サロン、ボランティア等の地域福祉活動を支援することにより、担い手の確保・育成につなげることができた。一方、活動者の高齢化が進む中、新たな担い手の確保や育成は今後も継続して取り組むべき課題である。



【第三次計画での施策の方向性】

- ➡ 地域福祉活動の担い手の確保・育成
- ➡ ボランティア活動の推進

～基本目標 4～

安心して自分らしく暮らせる社会を築く

【第二次計画の評価】

- ▶ 地域福祉コーディネーターの資質向上や関係機関との連携強化に取り組み、地域の身近な相談窓口としての機能強化につなげることができた。
- ▶ 成年後見センターが中核機関となり、市民後見人養成講座を開催する等、権利擁護の支援体制の構築に向けた取組を開始することができた。



【第三次計画での施策の方向性】

- ▶ 包括的な相談・支援体制の構築
- ▶ 孤独・孤立の予防と対策
- ▶ 地域での暮らしを支える権利擁護支援の充実

【第二次計画の重点取組評価】

7

1. 地域を基盤とする包括的支援の強化

【関連する施策の方向】

- ・ 基本目標 1 (1) 地域力の向上
- ・ 基本目標 4 (3) 多様な参加・協働による包括的な相談支援体制の整備

【評価】

医療や介護サービスでは対応が難しい生活支援に対し、支え合いサポート事業を通じた支援を実施した。また、地域福祉コーディネーターが地域の活動者や団体等と連携し、住民主体の地域活動と相談体制の強化を進めた。

4一方、担い手の確保や地域生活課題に対する社会資源の創出には課題が残った。

【第二次計画の重点取組評価】

8

2. 小地域福祉活動の推進

【関連する施策の方向】

- ・ 基本目標 2 (3) 小地域福祉活動の推進
- ・ 基本目標 3 (4) 災害に備えた地域の基盤づくり

【評価】

サロンでのハッピー体操や社協支部による健康講座の開催を通じて、小地域における介護予防活動を推進したほか、社協支部が中心となって地区別プランを推進した。また、市内のNPO法人と連携し、災害ボランティアの育成にも取り組んだ。一方で、災害時のネットワーク体制づくりについては十分な取組が行えなかった。

【第二次計画の重点取組評価】

9

3. 基本的な啓発活動

【関連する施策の方向】

- ・ 基本目標 3 (1) 互いに尊重し、支え合う意識の醸成

【評価】

広報紙やホームページに加え、LINEやXを活用し、福祉に関する情報発信を強化した。また、市内小中学校にて複数のプログラムによる福祉教育を実施し、新たに「聴覚障害者の理解」の授業も展開した。一方で、夏のボランティア体験プログラムへの参加者は減少傾向にある。

【第三次計画（R7～）の重点取組】

10

1. 社協支部活動の推進強化

- ➡ 社協支部を中心にした小地域福祉活動の推進
(地域福祉コーディネーター、地区プラン推進)

2. 地域における支え合い・見守り活動の推進強化

- ➡ 地域生活課題の解決に向けた取組
(担い手確保、支え合いサポート事業、第2層協議体)

3. 権利擁護支援の推進強化

- ➡ 成年後見センターの強化
(権利擁護の担い手育成、権利擁護の地域連携ネットワーク)